

岡山市子ども・子育て会議 第1回放課後児童クラブ部会議事録

平成26年7月30日(水) 午前10時～12時

岡山市勤労者福祉センター4階 大会議室

開会

- ・ 成立確認

委員7名中7名出席にて、過半数を充足し成立を確認。

議事

- ・ 資料確認

- ・ 傍聴許可

- ・ 資料1 & 追加資料についての説明

事務局担当者から説明

部会長 ニーズ調査について何か質問・意見等があればお願いしたい。

委員 追加資料の施設数、平成26年度128、平成27年度167について説明してください。

事務局 施設数は、パブリックコメント等であがっている条例において、児童クラブの単位が40人で1の単位となり、6,686を40で割った数値を施設数として128、平成27年度167として算出した。施設数なので、児童クラブごとで3施設持っているクラブの単位としては1つという形になる。

部会長 31ページで分かりにくい点、質問はないか。低学年と高学年とはどういうことが言えるか。

事務局 低学年は、ある程度の潜在需要がある。表の一番下の方に、3年生まで受け入れた場合の14.02%の数字は、希望しているけど何らかの形でクラブに入れないといい方が14.02%存在するという結果である。高学年については、4年生109%、5年生361.26%、6年生635.03%と、現状よりもかなり高い数値を示している。高学年の受け入れに向けた環境整備がベストではないかということで、結果を受け止めている。

委員 児童数を40で割ると施設数になるというご説明だが、40人を目安とすると施設の数がこれ位になるという目安を示したと考えていいか。学校によっては希望する子供たちが全部集まっても、ちょうど40付近の児童数に1つの施設がなるとは限らない。20人とか30人の施設もたくさん出て、結果的に施設の数がこれよりも随分増える可能性がある。それを、今のところ40で割ったらという目安の数字を出しているだけなのか。子どもの数が足りないところであれば、遠いところから来られる、預け先がなければ遠いところまで行かれる保護者の方もおられる。子どもの数が少ない小学校区であれば、ここに集まってくださいと誘導をするというのがあるのか。それとも1つの学校に1つの放課後児童クラブがあって、20人でも30人でもそれはそれでいいという形で施設を作っていくというある程度数字として一応出ただけなのか。

事務局 目安の数値として示している。現状の児童クラブでは、20人や、15人、10人というクラブも数多くある。そういった実状を踏まえて今後施設整備を進めていきたい。

委員 発達障害とかの子どもについてはどこの段階で数字があがってくるのか。指導員の数とかにもよるが、重要なことだと思うがいかかがか。

事務局 発達障害等、障害児の受け入れに関しては、こちらの量の見込みの段階ではそこまでまだ踏み込めていない。今後検討する。

部会長 全体的な見込みの量は、岡山市全体の量の増加ということは把握できたが、地域差とかについて何かアンケート結果から見えるということはないか。

事務局 地域差は地域によってクラブの利用希望率というのは変わってくる。ニーズ調査からも平均から実際の児童クラブの利用率がかい離しているクラブがある。こちらの解消に関しては、クラブごとに話をしながら進めていきたい。

・資料2 岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

事務局 資料2について説明

部会長 基準を定める条例の制定について、何か質問・意見等があればお願いします。

委員 6ページの「本市が独自に定める事項」で「サービスの評価」という項目があるが、「自ら評価を行うだけではなく…」とはどういう評価をするのか。保護者や地域の皆さんや第三者を含めての評価内容は、具体的に何をすればいいのか。「サービスの評価」という項目を、細目として決めていただきたい。各運営委員会での判断もバラバラになるので具体的な形でもっていききたい。

それから防災訓練は、児童クラブも現在やっているが毎月1回もやっていない。内容もかなり違う。指導員の仕事の範囲、子どもの数などいろいろな中でも対応できるか検討して、具体的にどういう形で進めていけばいいのか、基準を提示してもらいたい。

部会長 条例の細則で具体的なことを示してほしいということで、第三者評価と外部評価は違うし、条例の基準を見ると多様な評価というような表現になっているが具体はどうか。

事務局 「サービスの評価」の「自らの評価」をどういう形で行うかだが、イメージ的には民間企業のお客様満足度調査みたいなものが児童クラブには必要と考えている。内容についてはある程度のひな形を市から提示し、その先は各運営委員会、事業者の方々で独自に聞きたいこと、調査したいお尋ねしたいことを盛り込んだものをつくってもらい、評価を行う形で考えている。保護者の方や地域の方の第三者評価は、意見箱を備え付けて、いろいろな方々から意見をもらい、それを評価するという形で考えている。

それから、毎月一回の避難訓練だが、市の指導員を対象とした研修を年間7回程度しているが、発達障害や、災害関係、指導や遊び関係の研修をしている。9月に行う研修で避難計画の作り方や実際に訓練の仕方について行う予定にしている。

部会長 評価のところは、「多様な」という形で柔軟性のある、含みのある表現になっているが、避難訓練は逆に月に一回でかなりハードルをあげている。委員のみなさんはどうお考えか。

委員 長期休業中の終日保育では避難訓練をするのはそんなに難しくないが、通常では6年生がクラブに帰ってくるのは16時を過ぎ、17時に閉所する。帰りの会はその10分前くらいから始めるので30分ほどしか保育時間がない。避難訓練をどの程度のことをすればいいのか不安がられていた。小学校でも学期に1回程度だ。決まった子どもが毎日来て、施設の構造も避難経路もわかっているのに月に一回も必要か、指導員も疑問を感じられている。私も違和感がある。点呼をす

るだけとか簡易であれば毎月でもできるだろうが、避難訓練を毎月するのはどうか。

委員 小学校は年間5回か6回だ。避難訓練というのは、不審者とか地震とか全てを総称している。毎月というのは少し多いのではないか。多くすると、一つ一つが形骸化して逆にマイナスかと思う。子ども達は避難訓練とはこんなものというイメージを持っているので、学期に一度とかでも結構充実したものができると思っている。月一回は多い。

部会長 委員のみなさんも避難訓練が重要だけど、月に一回という基準を設けることによって、形骸化してしまうと本末転倒になるという意見だと思うがどうか。

事務局 今のような意見をもっともらい、この避難訓練に限らず他の部分も条例に取り込んでいきたい。

部会長 その他ないか。

委員 条例案の20条「利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない」ということで「密接に連携」の中身について想定があれば教えてください。

事務局 今現在の児童クラブと学校との間で密接に連絡など取り合うことは聞いている。授業中に子ども同士が喧嘩しているとか、家庭内等でもトラブルを抱えているということで、今日は見た感じ様子がおかしいなという一言が、児童クラブの指導員の方々に連絡があると声かけも違ってくる。また、学校の行き帰りや、児童クラブであったいろんな出来事、他学年との関係のことも含めて、連携をとるためのものを明文化したものだ。

委員 学校での出来事や体調、児童クラブで様子を見てほしいとかいった連携はこれまでもしているし、これからもしていかないといけない。また、本校では児童クラブと1学期早々に、特別に支援を必要とする子どもについては、担任と児童クラブ指導員さんとの連絡会を設けている。また、学校施設、体育館施設は、学校行事に支障がない限りは使ってもらっている。

委員 関係機関というのは、運営委員として区分けするのが望ましいとか、当該

の小学校とは連絡協議会をすることで、年に2回くらいは情報交換をすることが望ましいことを明記したほうが良い。何が関係機関であってこういうことが望ましいとか、教育委員会、学校の関係が学童とどのように連携できるのか、具体的なことが分かるようにしてもらいたい。

それから、避難訓練は人数が少ない場合にはマンネリ化してしまう。それよりも基本的な避難訓練でこのように避難するというものを、年度初めに作成して、それを毎月先生方や支援員さんが確認・チェックするものだと続けられる。もしこういうことがあればこうするというのを月一回は確認する作業を支援員の方々にイメージしてもらい、何かあったときは自分たちがどう動くか、40人単位であれば先生方の動き方がきちんとしていればかなり実行力があるのではないかと。年間何回がいいということはわからないけど、夏休みとか実行できる時には実践するという形で、いつでも支援員の方が動ける能力をつけるほうが具体的だ。

部会長 1点目は、連携という形は、指針や補足ということで少し踏み込んでほしいという意見だ。それから防災だとか消防訓練については、子ども達と一緒に避難訓練するというケースと、それから支援員だけでチェックすることを含めてとらえてみたらという意見だが事務局はどうか。

事務局 今後、岡山市として条例に、回数の部分も含めてどうするかは、この子ども・子育て会議で審議してもらい出された意見を十分に参考にしながら条例策定していく。

委員 評価の話で、評価する主体の中にクラブに通っている子ども達も入れてもらいたい。私が出ている学校評議委員会の中では、学校評価のアンケート結果を年に一回は出して話し合いをしている。これは親と子どもが記入するところとがある。児童クラブは子どもが主人公で子どもが自分の通っているクラブをどう思っているのかも拾う仕組みがあった方がいいと思う。それから条例案2ページの第3条で、「市長は、岡山市児童福祉審議会条例」とあるが、この条例という言葉は要らないのではないかと。条例の意見を聞くわけではない。審議会の意見を聞くということではないかと。

次に、第5条の、6の暴力団等排除の内容が岡山市独自に書かれているのはすばらしいが、これは民間参入を前提にそういう筋の人たちがここに入ることだ、こられないようにすることだが、今の運営委員会補助方式という岡山市の形の中に、民間参入はどういう形で想定しているのか。

部会長 評価については、子どもが主役なので、実際に岡山市の中でもそういう取り組みをされていることもあり、子どもの声やいろんなものを会につなげることも非常に大切と思う。民間参入についてはどうか。

事務局 子どもの視点からの評価は非常にいいことだと思う。これについても多様な評価の中で取り込んでいきたい。

それから民間参入の話だが、放課後児童健全育成事業を行う事業者には当然運営委員会も入ってくる。だから運営委員会は民間になる。今まで会議の中で民間事業者というのを皆さんが想定しているのは、株式会社が行う放課後児童健全育成事業の児童クラブのことを言われていたと思う。地元・地域の方々が立ち上げた運営委員会方式で行っている児童クラブは、主体的に岡山市が指導・関与している。岡山市だけではなく、全国的に株式会社が参入してきている都道府県もかなりある。国は民間事業者をにらんでの省令を出してきていると思っている。運営委員会も民間事業者ということで含めている。ただ、地域の方々が自らで地域の子供達を守るという理念のもとに何年も昔から児童クラブができており、運営委員会が主体となった児童クラブが成長しているので、そのあたりは大切に今後もして、岡山市も関与したい。

委員 株式会社等が手を挙げたときに、そこに委託することも考えの中にあるのか。

事務局 委託よりもこの条例を満たす民間の株式会社が、放課後児童健全育成事業、塾と提携したものをしたいという相談があった場合は我々は拒むことができない。法的な手続きを行って申請があった場合、届け出をしてそれを認めるという形になる。今現在の運営委員会についても、平成27年度の4月から3か月間、事業者届出というものの提出をしてもらう必要が出てくる。新規参入の場合は、事業を始まる前に届け出をする必要がある。この条例を満たしているかをこちらで、この事業に参入できるかどうか、事業者かどうかということを見極めていかなければならない。

委員 この条例をクリアしている民間団体が届け出をしてきた時に、その地域が非常にニーズに合っていない、施設が足りてない状態であれば、そういうものは活用しなさいというのが国の方針だと思うが、民間の会社はいつ撤退や倒産するかわからない。地域運営委員会がやっているところは、ノーギャラでボランティアだから、つぶれることは基本的に考えにくい。会社であればつぶれるかもしれない。そうなった時には先月まで通えた子どもや保護者も困る。民間の会社が、この条例をクリアする形で入って来られる場合には、チェッ

クはきちんとして、不測の事態が起こらないように万全を期してもらいたい。

事務局 現在ある運営委員会が、各小学校にはぼそろっている状態だが、民間企業が基準にあっておれば事業として成り立つ。ただ、それに対して岡山市が補助するかどうかというのは別問題となる。現在のところ本市としては、運営委員会を大事に考えており主体的にやってもらい施設整備をしていくという方針でやっていこうと考えている。

部会長 難しい問題だがこういう条例とか委員が言われた指針や補足が、非常に大切だということにつながっていくので、しっかりと審議していきたい。

事務局 3条は訂正する。  
※第3条 市長は、岡山市児童福祉審議会条例（平成26年市条例第104号）に定める・・・・に訂正。

委員 第9条で「放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画」と書いてあるが、具体的な中身はどう考えているのか。

あと、この条例案で障害をお持ちのお子さんに関して具体的に書いている部分がない。どこかに入れてほしい。第11条で、「放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条または社会的身分によって、差別的な取り扱いをしてはならない」とあるが、ここに障害の有無とかを入れるとか、どこかに障害のある子どもさんが不利益を被ることがないようにするというところを入れてもらいたい。

事務局 第9条「生活の場、及び静養するための機能を備えた区画」の具体だが、遊び及び生活の場というのは一般的な活動スペースでは児童クラブの机を置いていたり、その机を片づけてボール遊びとかしていると思うが、そういった部分の区画を指している。静養するための区画はカーテンレールで区切られたような形で、畳やベッドを置いた区画を設けたクラブもある。

委員 静養するといっても、頭が痛くなった子、体調不良を訴えた子が静かに布団で横になるような機能もあれば、パニックを起こしてしまった子どもを落ち着かせるために、完全に隔離してしまわなければならないシーンもあると思う。カーテンで仕切られて、空調もちゃんと出来ていて、布団が敷いてあって、静かに寝ているのならカーテンでもいいかもしれない。だが完全に隔

離しなければいけないときに、その静養室がカーテンでいいのかということもある。できればこういった内容は、細則や規則とかの中にこういう機能を備えた区画でなければならないという具体的に中身を書いてもらいたい。

部会長           もう1点の障害の問題だが、第5条の2「利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」というこの一文でカバーできるのではないかなと思うがどうか。

事務局           国の省令でも入れていないが、先ほど部会長が言われたこの一文で網羅している。

委員           21条に関わることだが、事故が発生した場合の責任が、規則・会則についてだが、最高責任者は会長がするときちゃんと明記する必要があるのではないか。運営委員と保護者の代表が会長をしているが、具体的な内容を分かるようにしてもらいたい。損害賠償を速やかに行わなければならないと書いてあるが、どう責任の所在をもっていくのかという、民間の株式会社が入ってきた場合には株式会社が全ての責任を負うのだろうけれど、保護者に関わってわかっただけではいけないので、何かあった場合には安心して自分たちも積極的に関わって応援するという人間の集まりになるために、事故とか賠償の時にどう対処したらいいのかという不安があるそこをお願いする。

事務局           運営委員会は事業者になるので、責任の所在は事業者の方がある程度の責任は負わなければならなくなる。児童クラブ運営委員会の連合会で、会長を対象にした賠償責任保険に加入している。金銭的な補償については保険でカバーできるが、事故があった場合でそのあとお子さんに障害が出たというようなあたりを今後どうしていくかは当然出てくる。現在でもそういった事故報告は、岡山市へもらっており、事故が起こった時の対応の仕方や、時には市が仲裁するケースも実際にある。このあたりのサポートは今後も積極的に関与していきたい。

委員           保険のことで、バス旅行で校外での大きな事故があった場合に賠償保険に入っていなかった状態で、運営委員会が責任という大変なことになるし、皆さんにも迷惑がかかる。賠償保険と傷害保険はぜひ入って、細則できっちり書いて徹底した方がいいと思う。そうしないと運営委員会そのものの存続が危ぶまれる。賠償も含めて責任を取れなかったら誰も受けない。そういうことはあり得ないので、市の傘下の主体として賠償保険と傷害保険は加入してい



るということを含めて各運営委員会に周知徹底図ってもらいたい。

委員 認可保育園で、重大な事故が起きたときの責任の所在は園長先生なのか。園長先生が責任を個人で取られるのか。

事務局 理事長など代表者の方になる。

委員 その保育園の、それぞれの保育園が全部責任を取られるのか。

事務局 事業者で保育園の理事長である。

委員 それは給料を貰っているからできるということか。

事務局 社会福祉法人として団体の保険に皆入っていると思う。

委員 うちのクラブで少し前に問題が起きた。学校の手を焼くような保護者がいるが、子どもは学童に入っていない。たまたま放課後の学校にその子がいたときに、学童の子達のボールがそれてその子の顔面に当たり眼鏡が落ちた。壊れた眼鏡を弁償という形だけではなくて、それが原因で視力が落ちたという言いがかりをされて、慰謝料とかという話で、相当運営委員長が困られた。保険に入るということを周知徹底できるような形をとってもらわないと申請できないと思うので、ぜひその周知徹底はお願いしたい。

部会長 この後のスケジュールはどうなるのか。

事務局 8月の末くらいにまた部会を開き、最終的な条例の確認をしてもらいたい。8月の3週目あたりをお願いしたい。

それと、今回量の見込みということで受け入れ児童数の見込みが書いてある。次回は確保の方策ということで5年間にどのように確保していくかという数字を挙げたいと思うので、審議に協力いただきたい。

部会長 今日は2つの点について皆さんにご協議もらった。1つは量的な点だが、ニーズ調査を踏まえた結果、それから2点目は、条例案というところで皆さんにいろいろな意見をもらった。この出された意見を参考にして条例策定に向けての作業を進めてもらいたいと思うがよいか。その他はないか。

事務局 今日資料の一番最後につけているが、国の放課後対策の総合的な推進というものだ。放課後子ども教室は、小学校で地域の方がボランティアで、和太鼓や昔遊びであるとか、全児童対策で、どんな生徒が来ても構わないといった生徒を対象にした事業の放課後子ども教室をやっている。その放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型を国が進めようとしている内容になっているので、参考に資料としてつけている。

委員 最初に戻るが、追加資料の施設数で目安として、現在施設数はいくつか。

事務局 128で示している。

委員 現在128で実際に40人満たないところはたくさんあると思う。逆に40人超えるところもたくさんあって、超えて50人であれば施設数は2つにならないといけない。そして学区が違ったらそこへ行くなというのは現実的にはかなわないと思う。そうすると40で割って平成27年度は167、約40施設も増やすような形になるが、実際にもっと増えるのではないかと思う。40施設も大変だが、これから計画して実際につくっていくのは大変な事業だと思っているが何か見通しとか持っているのか。

事務局 今後、確保の方策で話をするが、今年度も実際に3施設、新築増築改築をやっている。さらに5施設程度、余裕教室の改装ということを考えている。今後5年間について、余裕教室で新しく増築するとか、学校近くの幼稚園等の施設、基本的には学校の余裕教室が一番で、それが使うのができなければ、そういった幼稚園であるとかコミュニティであるとかの公的な機関、施設を検討していきたいと考えている。

事務局 一点補足だが、平成27年度に166施設まで増やすという表の見方ではなく、平成27年度、28年度のように単年度ごとに需要量を記載しており、平成31年度に需要量100%にできる形で計画していきたいといったものになる。

委員 最初の局長あいさつの中で、子ども子育て会議とは別に保護者、及び指導員運営委員会長とで構成するいわゆる専門研究部会を設置するとの説明があったが、これは一昨日岡山市児童クラブ連合会の総会があり、そこで採択され可決された。これで来年度から一年ごと、細かく内訳を絞りながら、新役員の方が相談することだが、具体的に27年4月に向けどうするかを含めて説明をお願いします。

事務局

今委員から言われた専門研究部会、児童クラブ連合会の規約の改正も合わせて行い、研究する調査項目を入れて部会を作った。保護者、指導員、会長さんを各区2、3名ずつ。計9名の委員を選び電話でも事前に話しをしている。

今一番問題になっているのが指導員の処遇改善で、雇用保険と労災保険をまずはかけたい。それと経理事務が負担と聞いているので、岡山市のほうで経理事務経験がある税理士やそういうところへ勤められている方を探して、各クラブへ応援派遣や相談ごとが返せる応援体制を取ることを考えている。

その後そういう事務、クラブの預かりの応援に行くなどの仕事をアウトソーシングして、公的なところでそういう委託を受けてもらい、5年後くらいには各クラブの運営委員会を大きな事務局化、支援センターのような形で法人化したところに委託したい。その前には経過措置的に公益的な社会福祉協議会やふれあいセンターで、株式会社は参入しない形で3年から5年の移行期間、市の業務を請け負ってもらい、そういうところへ委託を出したい。少しずつ指導員さんの処遇待遇を改善し、経理事務をきちっとできる組織として、委託できるだけの支援センターなり事務局のようなものを作っていくたい。これは関東へ私が視察に行ったら1、2年で法人化をしたところもあり、そういうところも参考に、児童クラブの理事会、総会の方々との話し合いをしながら相互に一致したところで考えていきたい。

部会長

今、27年度に向けた条例のことで少し中長期的なスパンで、放課後児童クラブの在り方ということについての計画を説明してもらった。そうしたこれからのことも考えていかなければいけないと思った。他にないようなら、本日予定したものは全て終了した。

—閉会—